

## 第 17 回鎌倉市生活環境整備審議会議事録（概要）

- 1 **開催日時** 平成 28 年 11 月 25 日（金）午前 10 時から 11 時半まで
- 2 **開催場所** 鎌倉市役所本庁舎 4 階 402 会議室
- 3 **出席者** 横田会長、河邊委員、村田委員、安田委員、池貝委員  
（欠席：荒井副会長、大西委員）
- 4 **事務局** 石井環境部長、植地環境部次長、谷川環境施設課担当課長  
関沢環境施設課担当課長、内海ごみ減量対策課担当課長、  
芳賀環境センター担当課長、佐藤環境センター担当課長、  
脇環境センター担当課長、齋藤環境施設課課長補佐、  
花田環境施設課環境施設担当、遠藤環境施設課環境施設担当
- 5 **傍聴者** 2 名
- 6 **議題**  
報告事項  
（1）第 3 次一般廃棄物処理基本計画について  
（2）その他
- 7 **配付資料**  
資料 1 鎌倉市生活環境整備審議会審議経過  
資料 2 鎌倉市一般廃棄物処理施設の現況  
資料 3 鎌倉市の一般廃棄物処理施設等位置図  
資料 4 鎌倉市・逗子市・葉山町ごみ処理広域連携に係る「覚書」  
冊子 鎌倉市第 3 次一般廃棄物ごみ処理基本計画（平成 28 年 10 月）
- 8 **会議の概要**  
主な内容は次のとおりです。

### 横田会長

それでは本日の議事について、事務局から説明をお願いしたい。

### 谷川課長

最初に、資料 1 に基づき、当審議会の経過を簡単に説明する。

平成 14 年 8 月に「鎌倉市一般廃棄物処理施設の整備計画のあり方について」を諮問させていただき、その答申を平成 19 年 3 月にいただいた。答申の主な内容は、当時、平成 17 年 12 月に逗子市と新たな広域化を進めていくことや、生ごみの資源化としてバイオマス化を図ることを中心になされ、その他の施設の考え方として、資源化については民間活力の活用として「鎌倉市の植木剪定材の堆肥化は、市内に中間処理施設の整備が困難なこともあり、民間に委託して継続していく事業である」、「焼却灰については、熔融固化処理を継続していく必要がある」、「関谷最終処分場 6 号地については、維持管理していく必要がある」、「笹田リサイクルセンターは、ごみの減量や資源化を推進していく上で、欠かせない施設であるため、継続して適正な維持管理と施設運営を行うべきである」、「深沢クリーンセンターは、浄化センターへのし尿等の直接投入について財政面などを含め、実現に向けた手続きを進めていくことが必要である」といったものであ

る。

次に、平成 21 年 1 月「鎌倉市一般廃棄物処理施設の再編整備のあり方について」を諮問させていただき、平成 21 年の 10 月に提言としてご意見をいただいた。提言の主な内容は「山崎浄化センターバイオマスエネルギー回収施設の稼働を前提とした名越クリーンセンターの延命化」、「最終処分場は、熔融固化処理が将来的にも実施されることが確実視されているので、廃止に向けた手続きを進めること」といったものである。

そして、現在、平成 23 年 6 月に「第 2 次鎌倉市一般廃棄物処理基本計画」の中間見直しを行い、この見直しに基づいた「一般廃棄物処理施設のあり方について」を平成 23 年 11 月に諮問させていただいている。中間見直しについては、事業を進めていたごみ処理資源化施設の建設を断念し、ごみの減量・資源化施策を中心に焼却量の削減を図るよう方針転換がなされたものである。

その後、新ごみ焼却施設を整備するため、平成 24 年度から「鎌倉市ごみ焼却施設基本構想」の策定に取り組み、本審議会から助言をいただき、平成 25 年 6 月に基本構想を策定した。

基本構想は、逗子市との広域化も踏まえて作成したが、逗子市との協議の中で、焼却施設については、それぞれの市で整備することが確認されたことから、市内に新ごみ焼却施設を整備することとなった。この点を踏まえて、「鎌倉市新ごみ焼却施設基本計画」を策定するため、平成 25 年 8 月に、改めて本審議会へ、「鎌倉市ごみ焼却施設基本計画の策定」に特化した諮問をさせていただいた。本基本計画策定については、策定のための委託事業をプロポーザルで実施するための準備からご協力をいただき、候補地の選定作業を行うための部会の開催を含め、約 1 年半以上にわたり審議を行っていただき、平成 27 年 3 月に答申していただいた。皆様の尽力に対して、ここで改めてお礼申し上げます。

このような経過を経て、今後、諮問させていただいている「一般廃棄物処理施設のあり方について」は、焼却施設については審議を終了したと考えている。

一方で、廃棄物減量化及び資源化推進審議会で審議していた「第 3 次鎌倉市一般廃棄物処理基本計画」を、本年 10 月に市の行政計画としたので、今後は、この第 3 次基本計画に基づき、焼却施設以外の残りの「一般廃棄物処理施設のあり方について」を審議していただきたいと考えている。

## 内海課長

続いて、第 3 次鎌倉市一般廃棄物処理基本計画について簡単に説明する。

第 3 次鎌倉市一般廃棄物処理基本計画は、「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」に基づき、平成 28 年度から平成 37 年度までの 10 年間の計画である。

本計画は、第 1 章計画の基本的事項、第 2 章ごみ処理基本計画、第 3 章生活排水処理基本計画、資料編の構成になっている。第 1 章、計画の基本的事項は、計画改定の背景や計画期間、計画の位置付けを記載している。第 2 章、ごみ処理基本計画は、ごみ処理の現況、基本理念と基本方針、ごみの発生量及び処理量の将来推計、基本方針に基づく施策の展開など 10 項目の構成になっている。第 3 章、生活排水処理基本計画は、生活排水処理量の将来推計など 4 項目の構成になっている。また、資料編としてデータ資料、アンケート、ワークショップ資料、その他参考資料となっている。

1 ページから 2 ページにかけては、「第 1 章計画の基本的事項」として、「1 計画改定の背景」、「2 計画期間」、「3 計画の位置づけ」を記載している。

3ページの「第2章ごみ処理基本計画」では、「第1節ごみ処理の現況」として、「1ごみ処理体制」では、これまでのごみ処理体制に加え、ごみ処理広域化について、葉山町を加えた鎌倉市、逗子市、葉山町ごみ処理広域化検討協議会を設置し、覚書に基づいた具体的な役割分担や施策を検討していくとしている。4ページでは、「図2-1分別区分ごとの中間処理、処分方法」を記載している。5ページから8ページにかけて、ごみ処理の実績、ごみ処理コストの実績、主な資源物の売却額、家庭系ごみの有料化に伴うごみ処理手数料を記載している。9ページから10ページまでの「第2節これまでのごみ処理の評価」では、ごみ総排出量については、家庭系ごみの有料化などの施策により、削減は図られたが、事業系ごみは分別徹底や多量排出事業所による生ごみ資源化などの削減効果が見込めず目標値を達成することが出来なかったこと、焼却量については、平成27年度は家庭系ごみ有料化などの施策により、平成26年度に比べて約2,400トンの削減が図られたが、新たな減量・資源化方策や事業系ごみの削減が当初見込んだ削減効果を達成できなかったことから、基準年度である平成15年度から20.46%削減の34,882トンとなり、目標値に対して約5,000トン削減を達成することは出来なかったことなどを記載している。

「第3節ごみ処理に関する課題」では、11ページから14ページにかけて「1ごみの減量・資源化に関する課題」として、家庭系ごみについては、2R（リデュース、リユース）の意識の浸透、生ごみ処理機の更なる普及促進、食品ロスの削減、分別の徹底を、事業系ごみについては、適正排出の徹底、生ごみの減量・資源化、拡大生産者責任に基づくごみの減量、適正処理を課題として挙げている。15ページから19ページにかけて、「2 3Rの推進に向けた情報発信に関する課題」、「3循環型社会形成のためのごみ処理体制に関する課題」、「4環境負荷の低減に関する課題」、「5市民、事業者、滞在者、行政とのパートナーシップに関する課題」を掲げている。

20ページからの「第4節基本理念と基本方針」では、基本理念を、第2次鎌倉市一般廃棄物処理基本計画と同じ、「ゼロ・ウェイストかまくら」の実現を目指すとし、副題としてこれからは、ごみそのものを減らすために、必要なものだけを購入し、ものを大切にするような心豊かな社会形成をしていくという考え方で「～モノを大切に心豊かな生活を～」とした。基本方針は、基本方針1「ごみの発生抑制を最優先とした3Rの取組みの拡充」、基本方針2「ライフスタイルや事業活動の見直しを促す情報発信の推進」、基本方針3「適正かつ持続可能な廃棄物処理の推進」、基本方針4「市民サービスの向上や事業者の適正処理に向けた環境の整備」、基本方針5「市民、事業者、行政の連携、協働による取組みの活性化」、基本方針6「将来にわたる安定的な処理に向けたごみ処理施設の整備」の6項目を掲げている。

22ページから37ページまでの「第5節基本方針に基づく施策の展開」では、22ページ、23ページに施策の体系を取組み主体別に記載している。24ページから37ページまでは基本方針ごとの具体的な施策の目標達成の取組みを記載しているが、新たな施策や中心的な施策に絞って説明する。24ページから26ページ、「施策1-1リデュース（発生抑制）の推進」では、26ページ「(5)事業所から排出される生ごみの資源化の促進」として、多量排出事業者を中心に、食品リサイクル法に基づく登録再生利用事業者の施設における生ごみ資源化の推進、「(7)事業系ごみ処理手数料の見直し及び家庭系ごみの有料化の継続」では、ごみ処理に伴う適正な費用負担を求めていくことが、さらなるごみの減量・資源化につながると考えられることから、処理費用や社会情勢を勘案しながら、事業系ごみ処理手数料の見直しを検討していくとしている。

28ページ、「施策1-3リサイクル（再生利用）の推進」では、「(2)新たな資源化の検討」

として、さらなる焼却量の削減と資源の有効利用を促進するため、現状の資源化方法について改善するとともに、製品プラスチック、木くずの資源化品目の拡大、皮革製品、羽毛、綿衣料品など新たな資源化の実施や分別区分の見直しについても検討していくとしている。

29 ページ、「施策 2-1 市民に対する働きかけ」では、30 ページの「(6) 不適正な排出に対する指導」として、引き続き資源物混入率が高い地区や周知が行き届いていない地区、ワンルームなどの共同住宅を中心に分別の周知等を行うとともに、不適正排出に対しては、公平性を担保するために、必要に応じて不適正排出物の内容調査により確認し、分別徹底の訪問指導を行うとしている。

31 ページ、「施策 2-2 事業者に対する働きかけ」では、「(2) 事業者・収集運搬業者に対する適正排出の指導」として、引き続き、自走式コンベアごみ投入検査機による検査を継続するとともに、専任の職員による事業者訪問等により分別されていない紙類やプラスチック類に焦点を当て、適正排出の指導を行うことで、事業系の分別徹底を図り、資源物や産業廃棄物の混入を防ぐとしている。

33 ページ、「施策 4-1 市民サービスの向上」では、「(1) 家庭系ごみ戸別収集の検討」では、戸別収集は、ごみ減量施策の一つであるとともに、ごみ出しに対する高齢者や子育て世代などの負担軽減が図れることや、高齢者の地域の見守り活動等に役立てる効果があること。また、排出状況の悪いクリーンステーションなどが廃止されることで、収集環境・景観の向上やクリーンステーション周辺の市民の負担軽減に寄与することが期待できるが、費用負担が大きくなることや、戸別収集の経験の有無等によって市民の考え方が分かれることが課題となっていることから、改めて整理を行い市民理解が得られるよう引き続き検討が必要としている。特に、戸別収集の見直しにあたり、市民から早期に高齢者の負担軽減を図るべきとの意見を多く頂いていることから、補完策として現行の声かけふれあい収集の対象者や収集方法等について制度の見直しを図るとともに、クリーンステーションまでの距離が長いなどの課題に対して、クリーンステーションの設置の考え方についても検討するとしている。

37 ページ、「施策 6 将来にわたる安定的な処理に向けたごみ処理施設の整備」では、将来に渡って安全で安定したごみ処理を継続していくために、新たなごみ焼却施設の建設が不可欠であることから、平成 37 年度の稼働を目指し、新ごみ焼却施設の整備を行うとともに、その他の処理施設についても、処理方法のあり方の検討をすすめるとしている。

38 ページから 44 ページまでの「第 6 節ごみの発生量及び処理量の将来推計」は、人口推計に基づき、ごみの発生量、処理量、焼却量の将来推計を記載している。

39 ページは、ごみの発生量を推計している。ごみの発生量については、人口推計に基づいて算出したところ、平成 37 年度は家庭系ごみが資源物とごみを合せると、43,225 トン、事業系ごみは人口の影響を受けないため一定に推移するとして、資源物とごみを合せると、17,464 トンとなり、総計で 60,689 トンと推計した。

40 ページは、ごみ発生量推計の考え方を記載している。41 ページは、ごみ焼却量の削減量を記載している。減量施策としては、家庭系ごみについては、新たに製品プラスチックの資源化品目の拡大、皮革製品の資源化、木くずの資源化の拡大等により、平成 37 年度には 1,803 トンの削減量を見込んでいる。事業系ごみについては、事業系の専門チームによる訪問指導の実施、食品リサイクル法に基づく生ごみ資源化施設への搬入の促進などにより、平成 37 年度には 1,385

トンの削減量を見込んでいる。

42 ページは、新たな減量・資源化施策を実施した後の処理量の推移を記載しており、平成 37 年度には、家庭系ごみが 42,203 トン、事業系ごみが 16,079 トン、総計で 58,282 トンと推計した。

43 ページは、焼却処理量の推移を記載しており、平成 37 年度には家庭系ごみが 18,789 トン、事業系ごみが 10,065 トンで合計 28,854 トンと推計した。

47 ページから 51 ページまでの「第 8 節これからのごみ処理体制」では、「分別区分及び収集方法」、「収集・運搬計画の基本的考え方」、中間処理の方法、などを記載している。

## 谷川課長

続いて、資料 2、3 に基づき、ごみ処理施設の現況について説明する。

名越クリーンセンターは、焼却及び粗大ごみの処理等を行っている。委員の皆様にご協力いただき、平成 24 年度に長寿命化計画を策定、平成 25 年度から平成 27 年度にかけて、基幹的設備改良工事として、10 年程度の延命化工事を実施し、現在 2 炉で稼働しており、平成 37 年 3 月までの稼働を予定している。その後、焼却は新ごみ焼却施設に移行する予定であるが、引き続きごみ処理施設としての利活用を行いたいと考えている。

今泉クリーンセンターは平成 26 年度末に焼却を停止し、現在、焼却設備の解体工事を実施しており、平成 29 年度に煙突解体を行う予定している。また、現在は粗大ごみ等の処理を行うとともに、ピットは事業系ごみと一般の持ち込みごみの搬入用として利用しており、この業務に関しては、新ごみ焼却施設が建設されるまで継続していく予定である。設備を解体したスペースの利活用については、事業系の生ごみ処理施設の導入などを検討してきたが、現時点で、具体的な利活用は決定していないため、今後の検討課題となっている。

笛田リサイクルセンターは、ビン、カンの選別、圧縮梱包、ミックスペーパーの圧縮梱包を行っており、稼働後 19 年が経過している。第 3 次鎌倉市一般廃棄物処理基本計画では、今後の耐用年数を踏まえたうえで、施設のあり方について中長期的な検討を進めていくこととしているため、平成 29 年度には、廃棄物処理施設のインフラ長寿命化計画に基づき、個別施設毎の長寿命化計画（個別施設計画）」の策定を実施していく予定である。この点について、当審議会から今後、助言をいただきたいと考えている。

最終処分場については、平成 21 年 10 月に生活環境整備審議会から廃止について提言を受け、平成 22 年 7 月に埋立て終了届を提出し、神奈川県と廃止に向けた調整を進めてきた。

廃止に必要なガス濃度検査を実施した 3 地点で 2 年間実施したところ、1 地点でメタンガス濃度が高かったため、神奈川県からガス抜き管を設置し、処分場の安定化を図るよう指示があったため、平成 27 年度にガス抜き管設置工事を実施した。ガス抜き管設置後のガス濃度は、廃止に向けて問題のない数値で、平成 29 年度には、神奈川県へ廃止届を提出し、地権者へ農地としての返還を進めていく予定である。

その他の施設として、深沢クリーンセンターは、平成 19 年度に当審議会からいただいた答申を基に、現在も下水道施設への直接投入の可能性及び施設の縮小化を検討している。

植木選定材受入事業場、坂ノ下集積場では、植木剪定材、燃えないごみ、危険・有害ごみ等を保管し、民間事業者へ処理委託しているが、恒久的な施設でないため、今後の対応が必要となる。

ペットボトル、容器包装プラスチック紙類については、民間の処理施設で選別、圧縮梱包を行

い、資源化しており、第3次一般廃棄物処理基本計画では、従前どおり民間処理の活用を基本としている。

続いて、ごみの広域処理について説明する。

平成28年1月に、逗子市から「葉山町を加えた2市1町での新たな枠組み」について提案が本市にあり、鎌倉市・逗子市ごみ処理広域化推進協議会で協議した結果、葉山町のごみの焼却は、新ごみ焼却施設を含め、本市での焼却は行わないことを確認したうえで、平成28年5月に、新たに葉山町を加えた2市1町のごみ処理広域化検討協議会を設置し、広域連携を図る上での基本理念・基本方針をまとめたうえで、7月29日に覚書を締結した。

資料4が覚書の写しである。覚書は、今後、ごみ処理広域連携を進めていくうえでの基本的な考え方を取りまとめたもので、鎌倉市、逗子市及び葉山町の各ごみ処理基本計画などで掲げている、資源の無駄をなくし、環境負荷の少ない循環型社会の形成に資するゼロ・ウェイストの実現をめざすことを基本理念とし、基本方針は

- (1) ごみ処理広域化の具体的な施策とそれぞれの役割を規定した「ごみ処理広域化実施計画」を策定していくこと。
- (2) ごみの減量と資源化に関し、環境面、財政面を考慮した効率的かつ効果的な推進を図るための廃棄物処理システムの構築を目指していくこと。
- (3) 安定的、計画的なごみ処理を連携して行い、災害時や緊急事態等における適正なごみ処理体制の実現を目指して、既存施設における共同処理の可能性を協議・検討していくこと。

可燃ごみの焼却処理は、当分の間、鎌倉市の既存施設とこれに代わる現在計画中的の新施設及び逗子市の既存施設の2施設で処理していくこと。

- (4) これまでも共同して家庭系生ごみ処理機の普及に努めてきたが、今後もその取組みを進めていくとともに、事業系生ごみの削減が共通課題であることから、生ごみの減量・資源化を共通の課題とし、2市1町で連携し、取組んでいく。

という内容である。

本日は、只今の報告を踏まえて皆様からご意見をいただき、次回以降、具体的な「一般廃棄物処理施設のあり方について」を市から提案させていただきたい。

#### **横田会長**

事務局から「第3次鎌倉市一般廃棄物処理基本計画」（以下「ごみ処理基本計画」）及び鎌倉市のごみ処理施設などの現況について報告があった。本日は、現況報告ということなので、只今の報告について、フリーなディスカッションにしたいと思う。

笹田リサイクルセンターについては、長寿命化計画の策定を予定しているとのことであるが、具体的な考えはあるのか。

#### **谷川課長**

笹田リサイクルセンターは建設から19年が経過している。、ごみ処理基本計画にて、現在行っている、カン・ビン、ミックスペーパーの中間処理については、変更しないとしており、施設の長寿命化を行うことを考えている。

#### **横田会長**

ペットボトル中間処理施設、容器包装プラスチック中間処理施設及び紙類等受入施設については、民間事業者の施設を活用する、とあるが、従来どおりということで問題はないか。

**谷川課長**

現在、安定した処理が行われているため、引き続き現状通り、市内の2事業所に委託していくことで問題ないと考えている。

**横田会長**

最終処分場6号地については廃止に至っていないということであり、メタンガス濃度が高かったとあるが、どの程度であったのか。

**谷川課長**

平成22年当時は、最も高い1地点で、14.4%であったが、昨年度にガス抜き管設置の工事を実施し、工事後の測定では、最も高い1地点で、0.4%であった。国の規制基準は特にないが、安定化がなされていなければならないという中で、現在は安定してきたと考えている。2年間の測定を行い、このまま問題がなければ、廃止に向けた手続きを進めていきたいと考えている。

**横田会長**

安定化ということで、急激な変化があってはならないということである。数値がそのように低い状態で一定していれば、特に問題はないと思われるので、廃止に向けてご尽力いただければと思う。

**池貝委員**

最終処分場の廃止については、安定したかどうかというのは判断が難しい部分がある。浸出水の水質については、どのような状況か。

**谷川課長**

浸出水の水質は、廃止についての基準を超えているものはない。

**安田委員**

ごみ処理基本計画の中で、食品ロスの削減について、具体的な表現がない。最近、他自治体等で、様々な取組がなされており、それらを参考にすることで、今後、なるべく具体的な施策を検討して欲しい。

家庭用生ごみ処理機の普及について、鎌倉市では早くから取組まれており、進んでいると認識している。生ごみ処理機には、いろいろな形式があるが、電動型と非電動型など、どのようなものを推進しているのか。

**内海課長**

基本的には、購入される方のライフスタイルに合わせることになるが、市としては、非電動型の普及に力を入れている。

**池貝委員**

生ごみ処理機でできた堆肥を、市で集めてどこかに利用するなどの取り組みは行っているのか。

**内海課長**

特に行っていない。できた堆肥については、各家庭で使用していただいている。

**池貝委員**

生ごみ処理機を購入した市民に対して、購入後のフォロー等は行っているのか。

**内海課長**

購入者から無作為に抽出した市民にヒアリングを行い、そのフォローを行うといったことを始

めたところである。

#### **安田委員**

食品ロスの削減については、環境省だけでなく農林水産省でも取組まれている。様々な情報を取り入れ、危機感を持って取組んで欲しい。フードバンクの活用等も検討してはどうか。

#### **村田委員**

ごみ処理基本計画の中で、事業系ごみの減量について、具体的な施策がない。事業系ごみについては、市で抑制しなければ削減できない側面もある。自治体によっては、事業系一般廃棄物の受入にマニフェストの提出を義務づけている。

#### **内海課長**

今年度は、事業系ごみを排出する店舗に対して、分別徹底を指導する専任の部署を設け、職員2名、嘱託員7名を配置して、直接事業所を訪問して分別徹底を指導している。紙、プラスチックなどの混入が多くみられているのが現状である。月1トン以上排出している事業所、約130者に対して指導を行っていく。

#### **植地次長**

食品ロス削減の一手法であるフードバンクの活用については、活動している市民団体にヒアリングを行い、了承を得て、市内の事業者にも当団体を紹介している。事業系の生ごみについては、今後、食品リサイクル法に基づく登録再生利用事業者の利用を拡大する必要があると考えているが、現在、三浦半島地域には登録再生利用事業者が1者もないことから、登録再生利用事業者の誘致等について、2市1町の広域で検討を行っているところである。

#### **村田委員**

広域化というと、焼却施設についてのみを議論されることが多いが、リサイクルの広域も考えられる。県が主導権をとらなければならない部分もあるが、鎌倉市としても逗子市、葉山町との広域だけでなく、より効率のよい資源化について、積極的に取組んで欲しい。

#### **横田会長**

ごみの分別について、市民に対しては説明会等を丁寧に行っていると思われるが、同じように事業所に向けても分別等の説明をしていく必要があると思う。

#### **河邊委員**

新焼却施設ではエネルギー回収を行うことができる。一方、分別した資源物のリサイクルにはコストがかかる。焼却によるエネルギーの回収は、リサイクルのひとつであると考えれば、コストパフォーマンスに優れている。コストについての視点からも、リサイクルのあり方を検討することが必要だと思う。

#### **横田会長**

本日は、事務局から現況報告をしていただいたということで、次回以降の当審議会に、市が考える「一般廃棄物処理施設のあり方について」の方向性を提示していただき、審議会としてとりまとめを行っていきたいと思う。

事務局から、その他、何かあるか。

#### **関沢課長**

新ごみ焼却施設の建設に関して、現在の状況を報告させていただく。

平成28年3月に開催した第16回の当審議会で、基本計画を策定したこと、「新ごみ焼却施設



建設に反対する住民の会」(以下「住民の会」)が結成され、その会と話し合いを行っていることを報告させていただいた。本日は、その後について報告させていただく。

住民の会から提出されていた質問事項に対する回答及び、平成 27 年度に実施した交通量現況調査や大気環境調査結果などの資料提供を行い、その内容に対する説明を行うため平成 28 年 6 月 18 日に、下水道関係の所管部である都市整備部とともに出席し、話し合いの場を設けるとともに、6 月 25 日に市長も出席して話し合いを行った。

話し合いでは、住民の会からは、建設候補地を白紙に戻し、再評価してもらいたいという意見などがあり、市長は「みなさまの思いを受け止めさせていただいた上で引き続き話し合いをさせていただきたい」と回答した。

その後 9 月に、住民の会から、市長への要望書、市議会議長へ陳情書が提出された。要望書と陳情書の内容は「負担の公平性・平等性への斟酌の欠如」、「交通量増加に伴う交通渋滞の増長と交通安全への懸念が増大する」、「当該地は面積も狭く、地盤も軟弱である」、「リスクは集中させるよりも分散すべきである」、「これまでの経緯から、鎌倉市当局に対する不信感が増大している」というものであった。

陳情については、9 月定例議会において、市と住民の会でもっと話し合いを行うべきであるという理由から継続審議となった。

また、市議会議員 5 名から、「新ごみ焼却施設について最終候補地とされた山崎浄化センター周辺の住民の負担を鑑みて、鎌倉市に対して、住民の声を真摯に傾聴し、住民との熟議を要請する」という決議が市議会へ提出され、賛成多数で可決された。

これを受けて、市長も出席する住民の会との話し合いの場を設定しており、今後も周辺住民の方々と熟議を重ねていきたいと考えている。

#### **横田会長**

事務局より報告のあった、新ごみ焼却施設建設の進捗状況について、何かアドバイスや質問があれば、お願いしたい。

住民の会の代表者等、主だった構成員はずっと同じ方々であるのか。

#### **関沢課長**

住民の会結成当時から変わっていない。

#### **横田会長**

そういった方々に、他市町村の新しい施設の見学会等を行っているのか。

#### **関沢課長**

住民の会の要望は、建設候補地選定についての白紙撤回を求めていることから、今の段階では実施できていない。

#### **横田会長**

新しい施設を見学いただき、最新の施設の概要、近隣住民との関係、交通の状況などについて、実際に稼働している施設の話聞くことで、理解を得られる部分もあるのではないかと。そういった機会を設けていただければと思う。

#### **河邊委員**

住民の会への説明は、懇切でいいに、わかりやすい資料を用いて行うことを心がけて欲しい。

**村田委員**

交通については、鎌倉市では特に課題となりやすい。他部署や県などとも情報交換等をよく行い、問題等があれば解決に向けて取組んで欲しい。

**横田会長**

新ごみ焼却施設の件については、今後も、周辺住民の方々に丁寧な説明をしていただき、他市にも誇れるような、鎌倉らしい焼却施設に建設に向けて尽力していただきたい。

それでは、本日の審議会は終了とする。次回の審議会の開催について事務局から連絡等あるか。

**谷川課長**

次回の日程については、改めて委員の皆様と調整させていただきたい。

**横田会長**

それでは、次回の審議会の開催については事務局で調整をお願いします。これにて、第17回鎌倉市生活環境整備審議会を終了する。

以上